



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社力の源ホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼COO 清 宮 俊 之
(コード番号：3561 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO 粕 谷 進 一
(TEL. 092-762-4445)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 26 日開催予定の第 32 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事等に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取り組みの重要性が高まる中、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に応えうる体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社に移行します。そのため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更部分であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以下とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 (新設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決権によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>取締役の選任決議</u>は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上の議決権を有す</p>	<p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>2 第 25 条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>る株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 第32回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款39条の定めるところによる。</u></p>

以上